

器具器械 64

歯科用探針

** 一般医療機器

歯科用探針

「JMDN」35812000

エキスプローラー

【形状・構造及び原理等】

〔形 状〕 全長 175±1mm



〔原材料〕 ステンレス鋼

〔原 理〕 針部が先細で、先端部が尖鋭な形状のため、多目的の触診に使用出来ます。

* 【使用目的又は効果】

歯科診療で触診等に用いる手持ち型の器具（プローブ）をいう。軸の先端の細い作業部は用途に応じて針状、又は鉤型のもの、又は鈍的形状のものがある。

* 【使用方法等】

柄部を持ち、患者の口腔内の齲蝕の診査・探索、歯周ポケットの測定、象牙質の硬さ、知覚の有無等を検査するのに用います。

【使用上の注意】

- ①本品は未滅菌品であるため、使用に際しては必ず洗浄し、【保守・点検に係る事項】に記載する滅菌条件又は医療機関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を行うこと。
- ②使用前、使用後はひび、割れ、凹凸、錆、変形等を確認し、異常が認められた場合は使用しないこと。
- ③次亜塩素酸ナトリウム、塩化ベンザルコニウム、塩化ベンゼトニウム、ポピドンヨード、ホルマリン、フェノール、グルコン酸クロルヘキシジン等は金属を腐食させることがあるので、使用しないこと。
- ④家庭用洗剤は金属を腐食させることがあるので使用しないこと。洗浄には歯科用防錆洗浄剤を使用すること。
- ⑤超酸化水（超酸性水）等は、金属を腐食させることがあるので使用しないこと。
- ⑥使用後は防錆洗浄液、精製水等を用いて器具に付着した血液、体液、組織片等を速やかに除去すること。
- ⑦薬液消毒を行う場合は、薬剤の添付文書に書かれた使用上の注意を守ること。薬剤の種類によっては金属に影響

を及ぼすことがあるので注意すること。

- ⑧加熱滅菌器（高圧蒸気滅菌器等）の乾燥温度に注意すること。高温の乾燥は器具が変質又は変色することがあるので注意すること。
- ⑨洗浄、消毒、滅菌後の器具は水分を除去し、充分乾燥させてから保管すること。水分が付着したまま長時間放置すると、錆、シミ等の原因となることがあるので注意すること。
- ⑩錆や腐食の原因となるので、洗浄の際は磨き粉や金属ウール、金ブラシ等を使用しないこと。
- ⑪「もらい錆」が発生する恐れがあるので、錆びている器具と一緒に保管しないこと。又、化学薬品と一緒に収納・保管しないこと。
- ⑫器具の寿命を著しく低下させるので、粗雑な取扱いはしないこと。

* 【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【保守・点検に関する事項】

〔滅菌条件〕

本品使用後は、水洗の後、超音波洗浄器、清掃液、消毒剤などにより付着物を完全に除去した後、充分に乾燥させ、下記に記載する条件又は医療機関により確認され、検証された滅菌条件において滅菌を行うこと。

滅菌方法：高圧蒸気滅菌

滅菌条件：温度 132℃、時間 10 分以上

〔使用者による保守点検事項〕

使用前・使用後は破損、ひび、傷、腐食等がないか確認すること。異常が認められた場合は使用しないこと。

* 【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称】

製造販売業者名：株式会社 茂久田商会

緊 急 連 絡 先：TEL 078-303-8248

FAX 078-303-2151

製 造 業 者 名：デンータルイーイズ社／アメリカ

DentalEZ Inc.／USA